

] 栃木県公報

平成23年 2月15日(火) 第2249号

-		次
	告	示
○急傾斜地崩壊危険区域の指定		
○地籍調査の成果の認証		
	公	告
○疑似患畜の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
○土地改良区役員の退就任		
○土地改良区連合役員の退任		
○県営土地改良事業の特別減歩の指定		
○同·····		
○開発行為の工事完了		
	調達等	拿公告
○入札公告		
<u></u>		
	告	示

栃木県告示第四十九号

り、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定によ

平成二十三年二月十五日なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県安足土木事務所において縦覧に供する。

栃木県知事 福 田 富 一

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 栗谷道坂B
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

線に囲まれた土地の区域次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ

市町村名	大学名	孙	岩	標 柱 眷 号		
足利市	聚 谷	式 山	1 1 四九衛	1 1/2		
ĪĒ	匝	<u>III</u>		11歩、111歩、121歩		
ĪĒ	匝	<u>III'</u>	1 1 国 代梅	五亭、六亭、七亭		
ĪĪ	匝	111	11八六卷1	八 中		
ĪĪ	匝	111	ニス大番ニ	大中		
ĪĪ	匝	111	11六11梅	十中、十一中		
ĪĪ	匝	111	11八〇梅1	十11中		
ĪĪ	匝	111	ニナ九番	十川中		
<u>1</u> =	匝	111	ニナイ・梅一	十国中		
<u>1</u>			二七五番三地先水路	十月中		

足 利 市 栗 谷 丸 山 二七四番三地先水路 十六号

(砂防水資源課)

栃木県告示第50号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成23年2月15日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者 の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
宇都宮市	宇都宮市氷室町の一部	宇都宮市氷室町の一部 (氷室IX地区) の地籍図及び地籍簿	平成23年2月8日
宇都宮市	宇都宮市上籠谷町の一部	宇都宮市上籠谷町の一部(上籠谷\II地区)の地籍図及び地籍簿	平成23年2月8日
那珂川町	那珂川町馬頭の一部	那珂川町馬頭の一部(馬頭Ⅲ地区)の 地籍図及び地籍簿	平成23年2月8日
那珂川町	那珂川町谷川の一部	那珂川町谷川の一部(谷川 V 地区)の 地籍図及び地籍簿	平成23年2月8日

(農村振興課)

公 告

○疑似患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が疑似患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成23年2月15日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病 の 種 類	家畜の 種 類	患畜又は疑似 患 畜 の 区 分	頭羽群数	発生の場所 又は区域	発生年月日	経過及び 転 帰
ヨーネ病	牛	疑似患畜	2頭	那須烏山市	平成23年2月4日	隔離中

(畜産振興課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年2月15日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地改良区名	役職名	退任役員 名	就任役員 氏 名	住	所	退 任 年 月 日	就 任 年月日
釜ケ渕	理事	小堀 孝之		塩谷郡高根沢	町大字宝積寺357	23.1.25	
土地改良区	"	阿久津行男		" "	〃 中阿久津123	"	
	"	齋藤 秀男	齋藤 秀男	" "	" " 101	"	23.1.26

理	事	増淵	帝雄	増淵	帝雄	塩谷	郡高	根沢町	丁大:	字上阿久津643-3	23.1.25	23.1.26
1	,	野中	一克	野中	一克	"		"	"	中阿久津1249	"	"
1	,	土屋	邦治	土屋	邦治	さく	ら市	上阿夕	入津1	317	"	"
1	,	小倉	貞泰	小倉	貞泰	"		"	1	1-5	"	"
//	,			阿久清	津哲男	塩谷	郡高	根沢町	丁大:	字宝積寺207		"
"	•			見目	薫	"		"	"	中阿久津1		"
監	事	小林	康男			"		"	"	上阿久津193-2	23.1.25	
1	•	坂本	正市			"		"	"	宝積寺528	"	
//	•	小林	信一			"		"	"	中阿久津1497	"	
//	•			野中	昭一	"		"	"	宝積寺618		23.1.26
1				野中	照雄	"		"	"	中阿久津199-2		"
//	•			小倉	功	さく	ら市	上阿夕	入津8	5		"

○土地改良区連合役員の退任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年2月15日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区	役職名	退任役	員	就任役員	住所	退		任	就		任
連合名	1又収石	氏	名	氏 名	E 別	年	月	日	年	月	日
鬼怒川中部土地改良区	理 事	土屋邦	治		さくら市上阿久津1317	23.	1.	25			
連合	監事	小堀 孝	之		塩谷郡高根沢町大字宝積寺357	23.	1.	25			

○県営土地改良事業の特別減歩の指定

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営鬼怒川西部地区土地改良(区画整理)事業において、次の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成23年2月15日

栃木県知事 福 田 富 一

市町村	大 字	字	地番	地目	用途	地積	特に減ずる 地 積	摘要
真岡市	谷貝新田	東通り	292	田	田	1,586 m²	953.25m²	
"	"	中山	248	畑	田	1,778m²	875 m²	
"	"	"	264-1	畑	田	1,871 m²	875 m²	
"	"	東通り	287	田	田	2,433 m²	875 m²	
"	"	下山	71	田	田	1,028 m²	875 m²	
"	砂ヶ原	前島	803-2	畑	田	1,358 m²	875 m²	
"	"	清水	918	田	田	4,740 m²	875 m²	

真岡市	砂ヶ原	行人塚	953	田	田	915m²	875 m²	
"	"	境川原	898-3	畑	田	1,487 m²	875 m²	

○県営土地改良事業の特別減歩の指定

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営上奥沢地区土地改良(区画整理)事業において、次の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成23年2月15日

栃木県知事 福 田 富 一

市町村	大 字	字	地番	地目	用途	地積	特に減ずる 地 積	摘要
大田原市	上奥沢	巻川東	481	畑	田	889 m²	336 m²	

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査 済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年2月15日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域	開発許可を受	けた者
(工区に含まれる地域の名称)	住所	氏 名
真岡市田島1743番	真岡市田島712番地 真岡市田島728番地2 真岡市田島726番地3 真岡市田島307番地	日下田良子鹿沼カッ子仁平美智代高野文枝
真岡市田町字奉行松1334番1、1334番1 地先、 1334番4、1335番1、1335番5、1335番6、 1336番、1336番地先、1337番、1337番地先、 1351番1、1351番1地先 (開発行為に関する工事) 真岡市田町字奉行松1334番1地先、1335番1地 先、1351番1地先	東京都江東区東雲1丁目7番12号	昭 和 リ - ス株 式 会 社

(都市計画課)

調達等公告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年2月15日

とちぎリハビリテーションセンター所長 川 田 英 樹

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 デジタルファイリング脳波計 1式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成23年3月28日

(4) 納入場所

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎリハビリテーションセンター

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、医療用機器の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成23年2月28日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条に基づく販売業の許可を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該購入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 入札の手続等
 - (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所 〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎリハビリテーションセンター 財務課 電話 028-623-6112
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成23年2月28日午後1時30分 とちぎリハビリテーションセンター3F大会議室
 - (3) その他
 - ア 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成23年2月15日から同月24日までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

- イ 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- ウ 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった 者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに 掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他

ア 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望するものは、3の(2)の入札の日時までに2の(4)に該当することを証する書面を提出しなければならない。

イ その他 入札説明書等による。

(障害福祉課)